

第16日

平成29年 6 月23日（金）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は16名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第50号議案ほか2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 小島清人君登壇）

○環境民生常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第50号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第50号議案専決処分について、平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

平成28年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込に伴い、事業勘定において平成28年度の歳入が不足し、この不足額の補てんをするため、平成29年度予算において3億7,300万円を繰り上げ充用する予算の補正を行うものです。

執行部によると、平成28年度は平成27年度に比べ、被保険者数の減少などを要因として歳入、歳出ともに決算規模の縮小が見込まれており、特に歳入においては退職者医療制度の縮小による療養給付費交付金の減少、歳出においては診療報酬改定による保険給付費の減少が大きくなっているとのことです。

また、医療費の抑制と国民健康保険税の収納率向上については、今後も引き続き関係課が協力して取り組むとのことから、保険税滞納の回収に向けた取り組みについて質したところ、収納対策課と連携しファイナンシャルプランナーの活用や滞納処分の強化などを行っていくとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第51号議案朝倉市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

子ども・子育て支援新制度により、市では保育サービスを受けるための資格認定と保育所などへの入所決定を行い、保育サービスに係る支給認定証と利用者負担額などを記載した入所承諾書兼保育料決定通知書を交付しています。支給認定証が保護者の申請による任

意交付となったことから、交付されていない場合には支給認定証に記載すべき事項を記載した入所承諾書兼保育料決定通知書を交付すればよいようにします。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第52号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

朝倉市地域包括支援センターの職員のうち、主任介護支援専門員は主任介護支援専門員研修を修了し、5年ごとに更新研修を修了することとなりますが、研修を修了すべき5年を超えない期間について更新研修修了日から起算していたものを、最初の研修修了日から起算して5年ごととします。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第50号議案専決処分について、平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第51号議案朝倉市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第53号議案ほか3件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇）

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第53号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第53号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、過疎地域地自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、杷木地域において業務用施設等の新設及び増設を行う場合に、課税免除などの奨励措置を受けることができる事業所などから情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加する条例の整備を行うものです。

情報通信技術利用事業については、過疎地域自立促進特別処置法の見直しの際、平成23年度からの4年間特例の適用がなく、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする同法に当該事業は寄与していないと判断され、今回除外されたものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案朝倉市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令の一部を改正する改正令が公布され、高速道路番号等が追加されたため、現在ある標識の番号が変更になったことに伴い条例の整備を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案市道路線の廃止についてです。

今回廃止する路線は、中長田線、延長1,881.7メートル、幅員2.7から7.4メートル、中1号線、延長292.5メートル、幅員2.6から6.4メートルの2路線です。

いずれも平成28年度から行われている福岡県の両筑橋架けかえ事業に伴い、県道甘木田主丸線が新設され、市道の起点部が新道の道路区域に取り込まれるため廃止するものです。

本委員会では、現地調査を行い詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案市道路線の認定についてです。

まず、立野8号線、延長41.7メートル、幅員6メートル、川成2号線、延長76.5メートル、幅員6メートルの2路線については、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。

次に、大町・楓1号線、延長415メートル、幅員5から9.5メートル、ドヲメキ・土手ノ外1号線、延長93メートル、幅員4から6.8メートル、ドヲメキ・天神免1号線、延長256メートル、幅員2.6から7メートル、垣添・下長田川原1号線、延長1,846メートル、幅員2.7から7.4メートルの4路線については、福岡県の両筑橋架けかえ事業に伴い認定するものです。

大町・楓1号線については、県道甘木田主丸線及び県道鳥栖朝倉線が新設され、両路線のつけかえが行われることにより、両路線の旧道部分が市に移管されるため認定するものです。

ドヲメキ・土手ノ外1号線については、新設される県道甘木田主丸線と接続する取りつけ道路として新設される道路を認定するものです。

ドヲメキ・天神免1号線、垣添・下長田川原1号線の2路線については、旧県道と接道していた市道の起点部が新しい県道の道路区域に取り込まれるため、第55号議案において廃止される市道を新たな起点部で再度認定するものです。

本委員会では、現地調査を行い、市開発指導要綱に基づく開発行為による道路用地の寄附の手続及び両筑橋架けかえ事業計画等を含む詳細な説明を受け認定基準に合致していることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇)

○議長(中島秀樹君) それでは、第53号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決します。本件に対する委員長報告は原案可決です。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案朝倉市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決です。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決です。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決です。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時29分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。これを一括上程し、まず市長から第57号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

第57号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員月俣潤子の任期が本年5月12日に満了したことに伴い、新たに鹿毛美和を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について一人3回までとなっています。御了承願います。

それでは、第57号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第57号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、第57号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第58号議案について提案理由の説明に入ります。

その前に地方自治法第117条の規定により、浅尾静二議員の退席を求めます。

（10番浅尾静二君退席）

○議長（中島秀樹君） それでは、市長から第58号議案朝倉市監査委員の選任についての提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 第58号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、朝倉市監査員手嶋栄治が本年5月31日に退職したことに伴い、新たに議員のうちから浅尾静二を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

（総務部長 鶴田 浩君登壇）

○総務部長（鶴田 浩君） 今、市長の説明の中で監査委員手嶋栄治の退職日につきまして、ちょっと不明瞭でございましたので確認をいたします。退職日は本年5月31日でございます。確認をさせていただきました。

（総務部長 鶴田 浩君降壇）

○議長（中島秀樹君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について一人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第58号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第58号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、第58号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり同意されました。

ここで、浅尾静二議員の着席を許可いたします。

（10番浅尾静二君着席）

○議長（中島秀樹君） 以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成29年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分閉会